



旧

イ 1時間当たりの消費電力量が次の表に定める数値以下であること。

人槽	放流水のBODの日間平均値が1リットルにつき10ミリグラムを超え20ミリグラム以下の浄化槽（りんの除去能力を有しないものに限る。）	放流水のBODの日間平均値が1リットルにつき10ミリグラム以下の浄化槽（りんの除去能力を有しないものに限る。）	りんの除去能力を有する浄化槽
5人槽	39ワット	53ワット	83ワット
7人槽	55ワット	75ワット	90ワット
10人槽	75ワット	102ワット	157ワット

(6) 設置費 第4条第1項に規定する環境配慮型浄化槽（同項を除き、以下「補助対象浄化槽」という。）の設置に要する経費をいう。

(7) 単独処分費 既存単独処理浄化槽の撤去及び処分に要する経費をいう。

(8) くみ取処分費 くみ取便所の撤去及び処分に要する経費をいう。

(9) 配管工事費 生活排水を補助対象浄化槽に流入させ、及び補助対象浄化槽で処理した水を公共用水域に放流させるために必要な配管工事に要する経費をいう。

(新設)

新

イ 1時間当たりの消費電力量が次の表に定める数値以下であること。

人槽	放流水のBODの日間平均値が1リットルにつき10ミリグラムを超え20ミリグラム以下の浄化槽（りんの除去能力を有しないものに限る。）	放流水のBODの日間平均値が1リットルにつき10ミリグラム以下の浄化槽（りんの除去能力を有しないものに限る。）	りんの除去能力を有する浄化槽
5人槽	39ワット	53ワット	83ワット
7人槽	55ワット	75ワット	90ワット
10人槽	75ワット	102ワット	157ワット

(6) 補助対象浄化槽 環境配慮型浄化槽のうち窒素若しくはりん又はその両方の除去能力を有するもので、放流水の総窒素濃度の日間平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下であり、処理対象人員が10人以下のものをいう。

(7) 設置費 補助対象浄化槽の本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きよ及びますに係る費用を除く。）をいう。

(8) 単独撤去費 既存単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費をいう。

(9) くみ取撤去費 くみ取便所の撤去に必要な工事費をいう。

(10) 配管工事費 補助対象浄化槽の設置に伴い、生活排水を補助対象浄化槽に流入させ、及び補助対象浄化槽で処理した水を公共用水域に放

旧	新
<p>(補助対象者)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取便所を<u>環境配慮型浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度の日間平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下のものに</u>転換しようとする者。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 住宅を借りている者で貸主の承諾が得られないもの</p> <p>イ <u>浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査を受けずに当該環境配慮型浄化槽を設置しようとする者</u></p> <p>ウ 道路、水路等の占用許可等を得る必要がある場合にあつて、当該管理者の許可等を得ずに当該<u>環境配慮型浄化槽</u>を設置しようとする者</p> <p>エ <u>建物の新築又は建て替え若しくは増改築</u> _____ に伴い、当該<u>環境配慮型浄化槽</u>を設置しようとする者(次号に該当する者を除く。)</p> <p>オ 補助金の交付申請を行う日の属する年度の2月末日までに補助事業に係る工事を完了することができない者</p> <p>カ 市税又は県税を滞納している者</p> <p>キ 自己が主たる生計の場として居住しない住宅等に当該<u>環境配慮型浄化槽</u>を設置しようとする者</p> <p>ク 賃貸、販売等営利の目的で住宅に当該<u>環境配慮型浄化槽</u>を設置しようとする者</p>	<p><u>流させるために必要な配管工事に要する経費をいう。</u></p> <p>(補助対象者)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取便所を<u>補助対象浄化槽</u> _____ に転換しようとする者。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 住宅を借りている者で貸主の承諾が得られないもの</p> <p>イ <u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認又は浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査を受けずに当該補助対象浄化槽を設置しようとする者</u></p> <p>ウ 道路、水路等の占用許可等を得る必要がある場合にあつて、当該管理者の許可等を得ずに当該<u>補助対象浄化槽</u> を設置しようとする者</p> <p>エ <u>建築基準法に定める建物の新築又は改築(既存の建物の全部を除却するものに限る。)</u>に伴い、当該<u>補助対象浄化槽</u> を設置しようとする者(次号に該当する者を除く。)</p> <p>オ 補助金の交付申請を行う日の属する年度の2月末日までに補助事業に係る工事を完了することができない者</p> <p>カ 市税又は県税を滞納している者</p> <p>キ 自己が主たる生計の場として居住しない住宅等に当該<u>補助対象浄化槽</u> を設置しようとする者</p> <p>ク 賃貸、販売等営利の目的で住宅に当該<u>補助対象浄化槽</u> を設置しようとする者</p>



旧	新
<p>第8条 補助申請対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査期間を経過した浄化槽設置届出書（浄化槽法によるもの）</u></p> <p>(2) <u>設置場所の案内図及び浄化槽設置配管計画図</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>浄化槽設置工事費見積明細書</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>市税の納税証明書（本市以外の市町村で課税されている場合は、その課税地における納税証明書）及び県税の納税証明書</u></p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(補助金の交付決定)</p> <p>第9条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書（第2号様式）により、適当でないと認めたときは補助金交付却下通知書（第3号様式）により当該申請をした補助申請対象者 _____ に通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付申請の取下げ)</p> <p>第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた<u>補助申請対象</u></p>	<p>第8条 補助申請対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) <u>浄化槽設置に伴って市長の審査を受けた浄化槽設置に関する概要書（以下「概要書」という。）又は浄化槽設置届出書（以下「設置届出書」という。）</u></p> <p>(2) <u>設置場所の案内図及び浄化槽の工事計画図</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>補助対象経費見積明細書</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>市税及び県税の滞納がない旨の証明書</u></p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(補助金の交付決定)</p> <p>第9条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書（第2号様式）により、適当でないと認めたときは補助金交付却下通知書（第3号様式）により当該申請をした補助申請対象者 <u>（以下「補助金交付申請者」という。）</u> に通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付申請の取下げ)</p> <p>第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた<u>補助金交付申</u></p>



旧	新
<p>(3) <u>浄化槽の製造者又は型式を変更しようとするとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、浄化槽設置届出書に係る届出事項（第1項に掲げるものを除く。）の内容を変更しようとするとき。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(補助事業の実施期間)</p> <p>第12条 <u>補助決定者</u>は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度（以下「補助年度」という。）の2月末日までに補助事業に係る工事を完了しなければならない。</p> <p>2 <u>補助決定者</u>は、補助事業に係る工事が予定の期間内に完了しないとき又は工事を行うことが困難となったときは、速やかにそれらの状況及び理由を市長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第13条 <u>補助決定者</u>は、工事の完了後1か月以内又は補助年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、前条第2項に規定する指示を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（<u>補助決定者</u>が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(3) <u>浄化槽法定検査申込書の変更</u></p> <p>(削る)</p> <p>4 <u>補助金交付決定者の変更は、原則として認めない。ただし、市長が必要と認める場合は、補助事業変更届出書に係る書類を添えて市長に届け出ることができる。</u></p> <p>(補助事業の実施期間)</p> <p>第12条 <u>補助金交付決定者</u>は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度（以下「補助年度」という。）の2月末日までに補助事業に係る工事を完了しなければならない。</p> <p>2 <u>補助金交付決定者</u>は、補助事業に係る工事が予定の期間内に完了しないとき又は工事を行うことが困難となったときは、速やかにそれらの状況及び理由を市長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第13条 <u>補助金交付決定者</u>は、工事の完了後1か月以内又は補助年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、前条第2項に規定する指示を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（<u>補助金交付決定者</u>が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）</p> <p>(3) (略)</p>

旧	新
<p>(4) <u>浄化槽設置配管完了図</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の撤去工事の写真 (<u>撤去処分費の補助を受ける場合</u>)</p> <p>(7) 撤去した既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の産業廃棄物管理票 (<u>マニフェスト</u>) の写し (<u>撤去処分費の補助を受ける場合</u>)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>浄化槽管理者が補助対象浄化槽の設置工事及び配管工事</u> _____ の完了を確認している写真の入った所定の確認報告書</p> <p>(10) (略)</p> <p>(補助金額の確定)</p> <p>第14条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（第8号様式）により<u>補助決定者</u> _____ に通知するものとする。</p> <p>(補助金の交付請求及び交付)</p> <p>第15条 <u>補助決定者</u> _____ は、前条の規定による補助金額の確定通知を受けたときは、所定の請求書により市長に補助金の交付を請求するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(4) <u>浄化槽の工事完了図</u>（浄化槽の配置及び配管系統が平面図により分かるもの）</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の撤去工事の写真 (<u>撤去費</u> _____ の補助を受ける場合)</p> <p>(7) 撤去した既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の産業廃棄物管理票 (<u>マニフェスト</u> _____) の写し (<u>撤去費</u> _____ の補助を受ける場合)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>補助金交付決定者が交付決定を受けた設置費若しくは配管工事費又はその両方に該当する工事</u>の完了を確認している写真の入った所定の確認報告書</p> <p>(10) (略)</p> <p>(補助金額の確定)</p> <p>第14条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（第8号様式）により<u>補助金交付決定者</u>に通知するものとする。</p> <p>(補助金の交付請求及び交付)</p> <p>第15条 <u>補助金交付決定者</u>は、前条の規定による補助金額の確定通知を受けたときは、所定の請求書により市長に補助金の交付を請求するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

旧	新
<p>(補助金の交付決定の取消し)</p> <p>第16条 市長は、<u>補助決定者</u> _____ が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により<u>補助決定者</u> _____ に通知するものとする。</p> <p>(維持管理)</p> <p>第19条 <u>補助決定者</u> _____ が設置した補助対象浄化槽は、浄化槽法に基づき適正な維持管理がなされなければならない。</p>	<p>(補助金の交付決定の取消し)</p> <p>第16条 市長は、<u>補助金交付決定者</u>が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により<u>補助金交付決定者</u>に通知するものとする。</p> <p>(維持管理)</p> <p>第19条 <u>補助金交付決定者</u>が設置した補助対象浄化槽は、浄化槽法に基づき適正な維持管理がなされなければならない。</p>